

【参考】学校

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(定期の健康診断)

第 53 条の 2

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 2 条第(3)号に規定する**事業者**（以下この章及び第 9 章において「事業者」という。）、**学校**（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が 1 年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第 9 章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において**業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童**又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、**結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。**

(他で受けた健康診断)

第 53 条の 4

定期の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前 3 月以内に第 53 条の 9 の技術的基準に適合する健康診断を受け、かつ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなす。

(通報又は報告)

第 53 条の 7

健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第 53 条の 4 又は第 53 条の 5 の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、**受診者の数その他厚生労働省令で定める事項**を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、**都道府県知事に通報又は報告しなければならない。**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令

(定期の健康診断の対象者、定期及び回数)

第 12 条

法第 53 条の 2 第 1 項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) **学校**（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第(2)号に掲げる施設において**業務に従事する者** **毎年度**

(2) **大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校**（修業年限が 1 年未満のものを除く。）の**学生又は生徒** **入学した年度**

(3) 前条第(1)号に掲げる施設に収容されている者 20 歳に達する日の属する年度以降において毎年度

(4) 前条第(2)号に掲げる施設に入所している者 65 歳に達する日の属する年度以降において毎年度

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

(健康診断の方法)

第 27 条の 2

法第 7 章の 2 の規定によって行うべき健康診断の方法は、喀（かく）痰（たん）検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査とする。